

「ミュンヘン市クリスマスマーケット」における 姉妹都市ブース出展・運営業務 仕様書

1 業務名

「ミュンヘン市クリスマスマーケット」における姉妹都市ブース出展・運営業務

2 目的

札幌市と姉妹都市提携を締結しているミュンヘン市にて、2023年11～12月に開催される、クリスマスマーケットでの姉妹都市ブースの設置、経済交流事業を実施することで、両市の交流拡大・振興を図るとともに、札幌市内企業の海外販路開拓、海外展開を支援することを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

4 事業概要

- (1) 名称：ミュンヘン市クリスマスマーケット
- (2) 主催者：ミュンヘン市
- (3) 開催日程：令和5年（2023年）11月27日（月）～12月24日（日）
- (4) 開催時間：10:00～21:00（予定）
- (5) 開催場所：ミュンヘン市市庁舎中庭「Prunkhof」（ドイツ・ミュンヘン市）ほか
※札幌市割当ブース（1小間・横幅3m×奥行き2m）
- (6) 設営期間：令和5年（2023年）11月27日（月）～12月24日（日）（予定）

5 業務内容

受託者は、「ミュンヘン市クリスマスマーケット」の姉妹都市ブースへの出展に係る以下の各種手配、調整等を行い、物産展の実施、姉妹都市ブースの運営・管理を行う。

(1) 全体スケジュールの作成及び進捗管理

各種手続きや期限を明らかにした全体スケジュールを作成し、必要に応じ関係者と連絡調整を行うなど、進捗管理を行うこと。

(2) 出品商品の選定及び取りまとめ

ア 下記のいずれかに該当する事業者より、道内で製造された食品、雑貨等（日本酒、菓子類、調味料等を想定）12品目程度の選定及び出品を行うこと。なお、最終的な

出店商品については、委託者に確認し、了承を得ること。

- ・札幌市内に本社を有する事業者
- ・北海道内に本社を有し、かつ札幌市内に営業所等の拠点を有する事業者

イ 出品商品は受託者が買い取り、販売売上及び在庫は、受託者に属するものとする。

なお、買い取りは100万円を目安とし、現地販売価格については、現地での類似品の市場価格を比較検討の上、事前に委託者に確認し、了承を得るものとする。また、会期中に欠品を生じさせることのないよう、工夫すること。

(3) 出品商品の輸出入手続き及び輸送

ア 商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所(札幌市内)から、出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続き(商品の通関等輸出に係る一切の手続き及びそれらに係る一切の経費の支出)、ドイツの目的港(海路、空路を含む)までの輸送、ドイツの目的港から出展場所までの輸送を行うこと。また、輸送にあたっては、通関手続きが開催日程に間に合わない等の事態とならないよう、コンテナや発送を分割するなど、工夫すること。なお、出品商品等を令和5年11月26日(日)までに出展場所に届くように輸送することとし、令和5年11月26日(日)までは会場に物資の仮置きが出来ない可能性が高いため、それまでの保管場所の確保・調整をすること。

イ 出品商品は常温輸送を想定しているが、商品の種類に応じ、冷蔵、常温など適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。また、出展期間中も適切な保管、管理を行うこと。

ウ 輸出にあたっては、EU域内の輸入規制の確認を行い、日本、ドイツ及びEUの貿易に関する関係諸法規に従い、現地当局への書類提出等の対応を実施すること。

(4) 姉妹都市ブースの運営・管理

ア ブースの運営・管理

出展期間中のブースの運営、管理を行うこと。また、出展期間中はブースに受託者または受託者が管理するアルバイトを最低1名(簡単な日本語を理解し、意思疎通ができるもの)を常駐させること。運営、管理にあたっては、主催者及び委託者と随時連絡調整、報告を行うこと。

イ ブースの装飾及び資材の確保、輸送

委託者及び主催者と協議のうえ、札幌及び北海道のシティプロモーションに資する装飾を行うこと。なお、装飾は赤と緑を基調とし、華美な装飾とはしないこと。また、パンフレットやポスター等の啓発資材については委託者が手配することも可能だが、輸送は出品商品と同様に受託者が行い、クリスマスマーケット終了後は本市まで返送すること。

ウ 設備・備品の手配

事前に必要な什器や備品等があれば主催者と調整のうえ、出展開始に間に合うよう手配し、ブースに設置、管理すること。

(5) アンケートの実施

ブース訪問者や購入者へアンケート調査を行い、結果の集計を行うこと。なお、調査内容は委託者と協議の上決定すること。

(6) その他提案事項

(1)～(5)以外にも、札幌市ブースの事前 PR や開催期間中のプロモーションなど、効果的に札幌市を PR できる取組や手法があれば、提案すること。

(7) 成果・報告書の作成

ア 出展期間終了後、以下の内容を含む報告書を作成し、委託者に提出すること。

- ・実施概要（会場のレイアウト図、来場者数等）
- ・姉妹都市ブースの実施状況が分かる写真
- ・出品商品ごとの販売実績
- ・(5)のアンケート結果

イ 提出については、紙媒体で2部、及び電子データにより提出すること。なお、提出の期限は令和6年2月29日（木）までとする。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3) 個人情報の保護

ア 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び別紙1「個人情報取扱安全管理基準」を遵守しなければならない。

イ 受託者は、本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本

人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

ウ 受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添の様式を用いて毎月 20 日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。

7 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (2) 本市は必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (3) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議のうえ決定する。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (6) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (7) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本事業を中止または延期する必要があることを留意すること。

なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議のうえ決定する。

- (9) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

別記

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等

の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。